

新旧対照表（ホームユースサービス（ANSER-VALUX）利用規定）

改定前	改定後
3. 利用時間 本サービスの利用時間は当行所定の時間内とします。 なお、この当行所定の利用時間は<u>契約者に事前に通知することなく</u>変更する場合があります。 また、当行の責によらない回線工事等が発生した場合は、利用時間中であっても契約者に予告なく、本サービスを一時停止または中止することがあります。 4. 手数料 本サービスの利用にあたっては、当行所定の月額基本手数料およびこれに伴う消費税をお支払いいただきます。本サービスにより振込される場合には、当行所定の振込手数料およびこれに伴う消費税をお支払いいただきます。その際の引落とし方法は、振込または振替の都度の引落としと、後納扱いのいずれかとなります。 月額基本手数料および振込手数料は、預金通帳および払出請求書の提出または当座小切手の提出を受けることなく、契約者が申込書にて当行あてに届出した手数料引落口座から当行所定の日に自動的に引落します。 当行は月額基本手数料金額およびその支払方法を<u>契約者に事前に通知することなく</u>変更する場合があります。また、月額基本手数料以外の本サービスにかかる諸手数料についても、改定または新設する場合があります。 6. 本人確認等 (1)①②（略） ③暗証番号等の管理	3. 利用時間 本サービスの利用時間は当行所定の時間内とします。 なお、この当行所定の利用時間は変更する場合があります。 また、当行の責によらない回線工事等が発生した場合は、利用時間中であっても契約者に予告なく、本サービスを一時停止または中止することがあります。 4. 手数料 本サービスの利用にあたっては、当行所定の月額基本手数料およびこれに伴う消費税をお支払いいただきます。本サービスにより振込される場合には、当行所定の振込手数料およびこれに伴う消費税をお支払いいただきます。その際の引落とし方法は、振込または振替の都度の引落としと、後納扱いのいずれかとなります。 月額基本手数料および振込手数料は、預金通帳および払出請求書の提出または当座小切手の提出を受けることなく、契約者が申込書にて当行あてに届出した手数料引落口座から当行所定の日に自動的に引落します。 当行は月額基本手数料金額およびその支払方法を<u>変更する場合があります</u>。 また、月額基本手数料以外の本サービスにかかる諸手数料についても、改定または新設する場合があります。 6. 本人確認等 (1)①②（略） ③暗証番号等の管理

改定前	改定後
暗証番号等は、契約者が自らの責任において厳重に管理するものとし、第三者に開示しないでください。なお契約者の従業員が暗証番号を使用する場合も契約者が自らの責任において厳重に管理するものとします。暗証番号等につき、偽造、変造、盗用、または不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。 ④暗証番号等の失念 契約者が暗証番号等のうち、いずれかを失念または漏洩した場合、またはその恐れがある場合、契約者はすみやかに当行所定の方法により当行へ届出てください。当行への届出前に生じた損害について当行は責任を負いません。 7. 利用時における本人確認 (1) (略) (2)暗証番号等の受信 前項に定める操作により当行が受信した暗証番号等が、契約者により当行にあらかじめ登録された内容と一致した場合に、当行は送信者を契約者とみなします。当行が本規定にしたがって本人確認をして取引を実施した場合、暗証番号等について不正使用、その他の事故があっても当行は当該依頼を契約者の意思にもとづく有効なものとして取扱い、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。 11. 免責事項 (1) 当行が、前記 6 による本人確認手続後、本サービスを行ったうえは、当行は	暗証番号等は、契約者が自らの責任において厳重に管理するものとし、第三者に開示しないでください。なお契約者の従業員が暗証番号を使用する場合も契約者が自らの責任において厳重に管理するものとします。暗証番号等につき、偽造、変造、盗用、または不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、<u>当行の責によるべき事由がある場合を除き</u>、当行は責任を負いません。 ④暗証番号等の失念 契約者が暗証番号等のうち、いずれかを失念または漏洩した場合、またはその恐れがある場合、契約者はすみやかに当行所定の方法により当行へ届出てください。当行への届出前に、<u>当該届出がなされなかったことにより</u>生じた損害については、<u>当行の責によるべき事由がある場合を除き</u>、当行は責任を負いません。 7. 利用時における本人確認 (1) (略) (2)暗証番号等の受信 前項に定める操作により当行が受信した暗証番号等が、契約者により当行にあらかじめ登録された内容と一致した場合に、当行は送信者を契約者とみなします。当行が本規定にしたがって本人確認をして取引を実施した場合、暗証番号等について不正使用、その他の事故があっても当行は当該依頼を契約者の意思にもとづく有効なものとして取扱い、そのために生じた損害については、<u>当行の責によるべき事由がある場合を除き</u>、当行は責任を負いません。 11. 免責事項 (1) 当行が、前記 6 による本人確認手続後、本サービスを行ったうえは、当行は

改定前	改定後
契約者からの依頼とみなし、端末、暗証番号等につき盗用、不正使用、その他の事故があっても、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。 (2) (略) (3) インターネット等の通信経路において盗聴等がなされたことにより契約者の取引情報、暗証番号等が漏洩した場合でもそのために生じた損害について、当行は責任を負いません。 13. 届出事項の変更等 暗証番号、指定口座等届出内容に変更がある場合には、当行所定の書面によりお取引店に直ちにお届けください。この届出の前に生じた損害については責任を負いません。 14. 解約 (1) (略) (2) お客さまについて次の各号の事由が一つでも生じた場合、当行は当店とのすべての取引を停止し、またはお客さまに通知することにより当店とのすべての取引を解約できるものとします。<u>なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出の住所・氏名にあてて発信した時に解約されたものとします。</u>この停止または解約によって生じた損害について、当行は責任を負いません。 ①② (略) ③ <u>お客さまの責に帰すべき事由によって</u>、当行においてお客さまの所在が不明になったとき	契約者からの依頼とみなし、端末、暗証番号等につき盗用、不正使用、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、<u>当行の責によるべき事由がある場合を除き</u>、当行は責任を負いません。 (2) (略) (3) インターネット等の通信経路において盗聴等がなされたことにより契約者の取引情報、暗証番号等が漏洩した場合でもそのために生じた損害については、<u>当行の責によるべき事由がある場合を除き</u>、当行は責任を負いません。 13. 届出事項の変更等 暗証番号、指定口座等届出内容に変更がある場合には、当行所定の書面によりお取引店に直ちにお届けください。この届出の前に、<u>当該届出がなされなかったことにより生じた損害については当行に責がある場合を除き</u>、責任を負いません。 14. 解約 (1) (略) (2) お客さまについて次の各号の事由が一つでも生じた場合、当行は当店とのすべての取引を停止し、またはお客さまに通知することにより当店とのすべての取引を解約できるものとします。この停止または解約によって生じた損害について、当行は責任を負いません。 ①② (略) ③ <u>住所変更等の届出を怠る等により</u>、当行が相当と認める期間、当行においてお客様の所在が不明になったとき

改定前	改定後
(略) 23. サービス内容・規定の変更 <u>当行は、本サービスの内容や規定の内容を契約者に事前に通知することなく変更することができるものとします。この場合には、当行はホームページ等において変更内容の掲示を行うものとし、変更日以降、契約者は変更後のないようにしたがるものとします。</u> <u>なお、本サービス・規定の変更によって契約者に損害が生じても当行は責任を負いません。</u> 〔データ伝送サービス編〕 データ伝送サービス (略) 24. 総合振込 <u>1. (1)～(6) (略)</u> <u>2. (1) (略)</u> (2)振込指定日は、契約者の端末から指定して振込を依頼してください。この場合、当行所定の期間の銀行営業日を指定する取扱いができるものとします。なお、当行は<u>契約者に事前に通知することなくこの期間を変更することがあります。</u> (略) 25. 給与振込 ・ 賞与振込 <u>1. (1)～(6) (略)</u>	(略) 23. サービス内容・規定の変更 <u>(1)本規定の内容については、本サービスの利便性の向上または運用に支障をきたす恐れがある場合等は、ホームページ掲載による表示その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u> <u>(2)前記(1)の変更は、周知の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u> 〔データ伝送サービス編〕 データ伝送サービス (略) 24. 総合振込 <u>(1)①～⑥ (略)</u> <u>(2)① (略)</u> ②振込指定日は、契約者の端末から指定して振込を依頼してください。この場合、当行所定の期間の銀行営業日を指定する取扱いができるものとします。なお、当行はこの期間を変更することがあります。 (略) 25. 給与振込 ・ 賞与振込 <u>(1)①～⑥ (略)</u>

改定前	改定後
<u>2.(1)</u> (略) <u>(2)</u>振込指定日は、契約者の端末から指定して振込を依頼してください。この場合、当行所定の期間の銀行営業日を指定する取扱いができるものとします。 (略) 以上	<u>(2)①</u> (略) <u>②</u>振込指定日は、契約者の端末から指定して振込を依頼してください。この場合、当行所定の期間の銀行営業日を指定する取扱いができるものとします。 <u>なお、当行はこの期間を変更することがあります。</u> (略) 以上